

固定資産評価実施要領 第1 土地の評価 新旧対照表

改正案（下線部：改正箇所）	現行（下線部：改正箇所）																												
1～4 略 5 市街化区域農地 （1）～（3）略 （4）造成費相当額 基本価額から控除する単位地積当たり造成費相当額は、次表に定める額とする。 ただし、市街化区域農地の基本価額から造成費相当額を控除した額が基本価額に 0.5 を乗じて得た額未満となる場合は、造成費相当額は基本価額に 0.5 を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <tr> <th>盛土の高さ</th><th>造成費相当額</th></tr> <tr> <td>30cm 以下</td><td><u>6,700円</u></td></tr> <tr> <td>90cm 以下</td><td><u>11,600円</u></td></tr> <tr> <td>150cm 以下</td><td><u>16,600円</u></td></tr> <tr> <td>210cm 以下</td><td><u>23,500円</u></td></tr> <tr> <td>270cm 以下</td><td><u>30,300円</u></td></tr> <tr> <td>270cm 超</td><td><u>32,900円</u></td></tr> </table> なお、「造成費相当額」については、市街化区域農地の地盤の硬軟、造成の難易等を考慮し、20 パーセント以内で増額又は減額することができる。 また、道路面より高い位置にある市街化区域農地については、高さに関わらず、前記の表の「盛土の高さ 30cm 以下」の造成費相当額を控除する。 6～10 略	盛土の高さ	造成費相当額	30cm 以下	<u>6,700円</u>	90cm 以下	<u>11,600円</u>	150cm 以下	<u>16,600円</u>	210cm 以下	<u>23,500円</u>	270cm 以下	<u>30,300円</u>	270cm 超	<u>32,900円</u>	1～4 略 5 市街化区域農地 （1）～（3）略 （4）造成費相当額 基本価額から控除する単位地積当たり造成費相当額は、次表に定める額とする。 ただし、市街化区域農地の基本価額から造成費相当額を控除した額が基本価額に 0.5 を乗じて得た額未満となる場合は、造成費相当額は基本価額に 0.5 を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <tr> <th>盛土の高さ</th><th>造成費相当額</th></tr> <tr> <td>30cm 以下</td><td><u>6,100円</u></td></tr> <tr> <td>90cm 以下</td><td><u>10,600円</u></td></tr> <tr> <td>150cm 以下</td><td><u>15,300円</u></td></tr> <tr> <td>210cm 以下</td><td><u>21,500円</u></td></tr> <tr> <td>270cm 以下</td><td><u>27,800円</u></td></tr> <tr> <td>270cm 超</td><td><u>30,200円</u></td></tr> </table> なお、「造成費相当額」については、市街化区域農地の地盤の硬軟、造成の難易等を考慮し、20 パーセント以内で増額又は減額することができる。 また、道路面より高い位置にある市街化区域農地については、高さに関わらず、前記の表の「盛土の高さ 30cm 以下」の造成費相当額を控除する。 6～10 略	盛土の高さ	造成費相当額	30cm 以下	<u>6,100円</u>	90cm 以下	<u>10,600円</u>	150cm 以下	<u>15,300円</u>	210cm 以下	<u>21,500円</u>	270cm 以下	<u>27,800円</u>	270cm 超	<u>30,200円</u>
盛土の高さ	造成費相当額																												
30cm 以下	<u>6,700円</u>																												
90cm 以下	<u>11,600円</u>																												
150cm 以下	<u>16,600円</u>																												
210cm 以下	<u>23,500円</u>																												
270cm 以下	<u>30,300円</u>																												
270cm 超	<u>32,900円</u>																												
盛土の高さ	造成費相当額																												
30cm 以下	<u>6,100円</u>																												
90cm 以下	<u>10,600円</u>																												
150cm 以下	<u>15,300円</u>																												
210cm 以下	<u>21,500円</u>																												
270cm 以下	<u>27,800円</u>																												
270cm 超	<u>30,200円</u>																												

固定資産評価実施要領 第1 土地の評価 新旧対照表

改正案（下線部：改正箇所）	現行（下線部：改正箇所）
11 経過措置 (1) 略 (2) <u>令和6年度</u>の宅地の評価においては、<u>令和5年1月1日から令和5年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、前記2(1)から(8)まで及び前記11(1)によって求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加える。</u> なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、<u>令和5年1月1日から令和5年7月1日までの間に前記2(1)から(8)及び前記11(1)によって求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合において当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正したときは、当該修正した価額を基礎として求める。</u> ア 略 イ 宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士による鑑定評価等を活用し、<u>令和5年1月1日から令和5年7月1日までの下落状況を把握する。</u> ウ 略 別表以下 略	11 経過措置 (1) 略 (2) <u>令和3年度</u>の宅地の評価においては、<u>令和2年1月1日から令和2年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、前記2(1)から(8)まで及び前記11(1)によって求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加える。</u> なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、<u>令和2年1月1日から令和2年7月1日までの間に前記2(1)から(8)及び前記11(1)によって求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合において当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正したときは、当該修正した価額を基礎として求める。</u> ア 略 イ 宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士による鑑定評価等を活用し、<u>令和2年1月1日から令和2年7月1日までの下落状況を把握する。</u> ウ 略 別表以下 略